

令和6年度

国営土地改良事業地区調査

旧迫川二期地区用水計画検討その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区用水計画検討その他業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計、測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区における事業計画策定のため、用水計画検討及び用水諸元調査並びに基礎諸元検討を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市、大崎市及び遠田郡涌谷町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

- 1 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和5・6年度一般競争参加資格（指名競争）の測量・建設コンサルタント等のうち、建設コンサルタントの参加資格の確認を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第1-30条「守秘義務」を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能なものであること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある
 - ② 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
 - (1) 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
 - ① 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - ② 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

第5-1条に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたって、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1-6条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

（一般事項）

第1-7条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

（管理技術者）

第1-8条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(照査技術者)

第1－9条

(1) 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(2) 共通仕様書第1－7条第4項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。また、作成した照査報告書は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 1) 業務計画作成時
- 2) 用水諸元調査の整理段階
- 3) 基礎諸元検討結果の整理段階
- 4) 計画水収支計算結果の整理段階
- 5) 報告書原稿作成段階

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－10条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－11条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者

を登録対象とする。

(保険加入)

第1-12条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務で適用する図書は次のとおりであり、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説計画「農業用水(水田)」	農林水産省農村振興局	平成22年7月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説計画「農業用水(畑)」	農林水産省農村振興局	平成27年5月

(対象施設)

第2-2条 本業務における受益面積は 5,269ha で、現況施設の諸元は次のとおりである。

工種	施設名称	構造・規模	最大通水量 (m ³ /s)
機 場	米山揚水機場	立軸斜流ポンプ φ900×1台、 φ1400×1台 立軸軸流ポンプφ1700×2台	用水量：5.95 排水量：18.91
	篔岳揚水機場	立軸斜流ポンプ φ1000×2台	用水量：3.12 排水量：4.40
	山吉田揚水機場	横軸斜流ポンプ φ1100×3台	用水量：8.21 排水量：7.81
	西館揚水機場	横軸斜流ポンプ φ800×1台、 φ550×1台	用水量：1.90 排水量：1.90
	南方揚水機場	立軸斜流ポンプ φ1000×1台、 立軸軸流ポンプφ1500×3台	用水量：2.00 排水量：15.21
用水路	米山幹線用水路	L= 6.200km 鉄筋コンクリートフリーム B2.4~ 3.5×H1.45~1.95	5.19
	篔岳幹線用水路	L= 2.834km 鉄筋コンクリートフリーム B2.3× H1.80	2.52
	山吉田幹線用水路	L= 3.827km 鉄筋コンクリートフリーム B2.6× H2.35	4.41
	穴山幹線用水路	L= 3.293km 鉄筋コンクリートフリーム B2.7× H1.5	3.78
	西館幹線用水路	L= 2.983km 鉄筋コンクリートフリーム B1.2~ 2.2×H1.0~1.8	1.90
	南方幹線用水路	L= 1.649km ヒューム管φ1,650	2.00

(参考図書)

第2-3条 本作業の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次によるものとする。なお、最新のものを使用するものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改訂) 年 月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	平成5年5月
2	農業農村整備事業計画作成便覧	農業農村整備事業計画研究会 編	平成15年8月

(貸与資料)

第2-4条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	平成23年度 広域農業基盤整備管理調査(北上地域) 旧迫川地区水利状況調査業務 報告書	1式
2	平成24年度 国営造成施設水利管理事業 迫川上流地区河川協議資料作成業務 報告書	1式
3	平成25年度 国営造成施設水利管理事業 旧迫川地区河川協議資料作成業務 報告書	1式
4	平成26年度 国営造成施設水利管理事業 相川ダム他管理規程作成その他業務 報告書	1式
5	平成27年度 国営造成施設水利管理事業 旧迫川地区河川協議資料作成業務 報告書	1式
6	平成28年度 国営造成施設水利管理事業 旧迫川地区流量観測業務 報告書	1式
7	平成28年度 国営造成施設水利管理事業 馬淵川沿岸地区ほか河川協議資料作成業務 報告書	1式
8	平成29年度 国営造成施設水利管理事業 馬淵川沿岸地区ほか河川協議資料作成業務 報告書	1式
9	河川法第95条協議 国営旧迫川地区用水 水利使用変更協議図書(平成30年4月24日付け同意)	1式
10	令和5年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区費用対効果算定検討その他業務 報告書	1式
11	代かき用水量、減水深調査計測結果(令和3年度~5年度)	1式
12	関係土地改良区転用調書(令和5年度分)[迫川沿岸土地改良区]、(令和元~5年度)[旧迫川右岸土地改良区]	1式
13	関係市町水田台帳(令和30年~令和4年)[大崎市、涌谷町]	1式
14	国営旧迫川土地改良事業(国営施設応急対策)受益面積データ	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請

求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 この業務における作業項目は次のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1 式	
2. 用水諸元調査	1 式	
3. 基礎諸元検討	1 式	
4. 用水計算	1 式	
5. 照査	1 式	
6. 点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (3) 現地調査にあたっては、施設管理者と調整のうえ行うものとする。
- (4) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領(農林水産省 web

- サイト参照)」によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（用水諸元調査の整理段階）
- 第3回 中間打合せ（基礎諸元検討の整理段階）
- 第4回 中間打合せ（計画水収支計算結果の整理段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いのうえで打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里6丁目7-10 古川合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 宮城支所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合
- (6) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

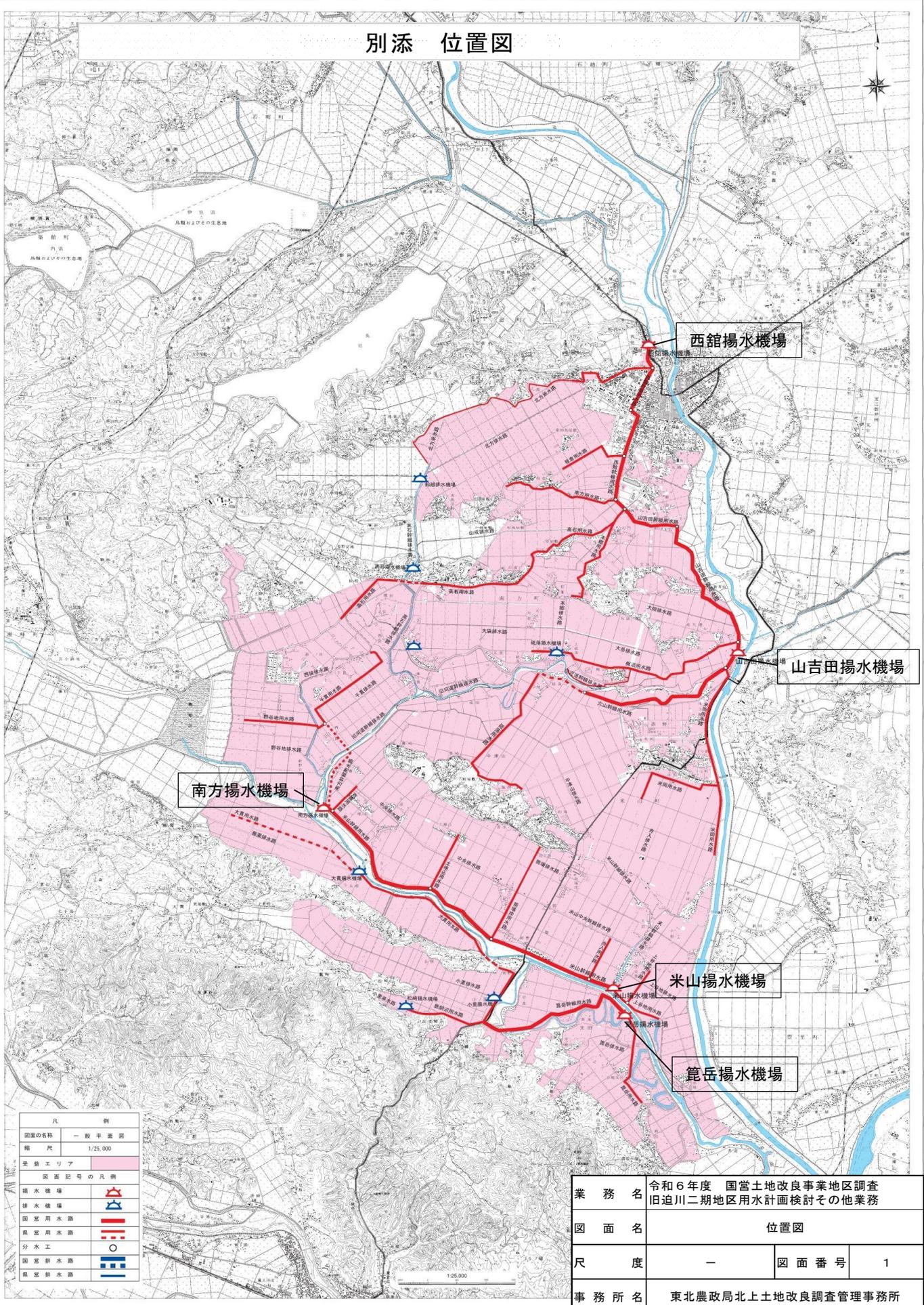
別紙 1

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料の内容を把握し、計算に必要な資料を収集し、作業計画を立案する。	○
1-2. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を事前に把握するため、現地踏査を行う。	○
2. 用水諸元調査		
2-1. 代かき用水量調査	調査対象水田に発注者が貸与する代かき用水量測定機材（パーシャルフリューム、圧力式水位計）を設置し、代かき期間におけるほ場への流入量を計測する。 また、代かき終了後は速やかに測定機器を撤去する。 調査地点：8箇所 測定時期：4/26～5/10（代かき期間） 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上決定する。	○
2-2. 減水深調査	調査対象水田に発注者が貸与する水田用水位計（圧力式水位計、データロガー）を設置し、日減水深の測定を行うとともに、データロガーに記録されたデータを回収する。また、落水後は速やかに測定機器を撤去する。 なお、データ回収に当たっては、計器が正常に稼働しているか確認し、必要に応じて電池交換を行う。 調査地点：12箇所 測定時期：5/11～9/10（田植後普通期） データ回収時期（5、6、7、8月、機器撤去時） 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上決定する。	○
2-3. 土壌調査	畑利用されている調査対象水田において、土性区分、色調、腐植含有量、礫含有量、ち密度（硬度）について観察を行い、土壌断面図を作成する。 調査地点：3地点	○
2-4. 土壌水分特性調査	畑利用されている調査対象水田において、各層毎に土壌サンプル採取し土壌水分特性を調査する。 【24時間容水量～生長障害水分点までの水分量（TRAM）とpF水分曲線を作成。（実測によるキャリブレーションを含む）】 調査地点：3地点（1地点当たり4層）	○
2-5. 畑地水分調査	畑利用されている調査対象水田に測定機器（土壌水分計）を設置し、土壌水分の測定を行うとともにデータロガーに記録されたデータの回収と整理を行う。 また、かんがい期間終了後速やかに測定機器を撤去する。 調査地点：3箇所（1地点当たり4層） 測定時期：4/26～9/5	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
	データ回収時期（5、6、7、8月、機器撤去時） 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上決定する。 なお、測定機器は本業務にて購入する。	
3. 基礎諸元検討		
3-1. 用水諸元の整理	貸与資料11の過年度計測結果の整理を行うとともに、 2. 用水諸元調査で計測したデータと合わせて、用水計算に必要となる諸元（土壌タイプごとの代かき用水量、日減水深及び還元田割増率、かん水率、土壌水分消費型、日消費水量、TRAM（全容易有効水水分量）、間断日数）を整理する。また、作業項目3-2及び3-3で整理した内容も加え現行水利権との対比表を作成する。	○
3-2. 受益面積の確認	貸与資料13、14を基に、最新の水利権協議資料（H30.4）と令和5年度に積み上げた本地区の国営揚水機場掛りの用水受益面積を比較し、相違点を整理する。	○
3-3. 営農状況の整理	貸与資料13、14を基に右岸（大崎市、涌谷町）側のデータを加え、転作率及び稲転率などを作業項目3-1で作成する対比表に反映させる。	○
4. 用水計算		
4-1. 計算手順の整理	水収支計算手順を整理し、計算フロー図の作成、水収支計算データの整理を行う。	○
4-2. 計画水収支計算	計画基準年（昭和33年）の計画水収支計算（雨あり、雨なし）を行う。	○
4-3. 計算結果の整理	計画水収支計算結果を基に現行水利権との比較検討、用水系統模式図の修正を行う。	○
5. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
6. 点検取りまとめ	成果資料の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別添 位置図



凡	例
図面の名称	一般平量図
縮尺	1/25,000
受益エリア	
図面記号の凡例	
揚水機場	
排水機場	
国営用水路	
県営用水路	
分水工	
国営排水路	
県営排水路	

業務名	令和6年度 国土土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区用水計画検討その他業務		
図面名	位置図		
尺度	—	図面番号	1
事務所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		